

(参考)

令和5年12月25日厚生労働省発社援1225第8号による一部改正後の内容で参考のため作成したものである。

厚生労働省発社援第0331011号
平成20年3月31日

第1次改正	平成20年7月8日 厚生労働省発社援第0708018号
第2次改正	平成21年8月21日 厚生労働省発社援0821第2号
第3次改正	平成22年1月28日 厚生労働省発社援0128第5号
第4次改正	平成22年4月19日 厚生労働省発社援0419第5号
第5次改正	平成23年4月1日 厚生労働省発社援0401第2号
第6次改正	平成24年4月6日 厚生労働省発社援0406第1号
第7次改正	平成25年5月15日 厚生労働省発社援0515第1号
第8次改正	平成26年3月20日 厚生労働省発社援0320第7号
第9次改正	平成27年2月3日 厚生労働省発社援0203第6号
第10次改正	平成27年5月25日 厚生労働省発社援0525第5号
第11次改正	平成28年1月21日 厚生労働省発社援0121第6号
第12次改正	平成28年3月29日 厚生労働省発社援0329第21号
第13次改正	平成29年2月1日 厚生労働省発社援0201第2号
第14次改正	平成29年3月30日 厚生労働省発社援0330第13号
第15次改正	平成30年2月1日 厚生労働省発社援0201第8号
第16次改正	平成30年3月30日 厚生労働省発社援0330第14号
第17次改正	平成31年2月1日 厚生労働省発社援0201第8号
第18次改正	平成31年3月29日 厚生労働省発社援0329第7号
第19次改正	令和元年9月19日 厚生労働省発社援0919第4号

第20次改正 令和2年2月25日
厚生労働省発社援 0225 第6号
第21次改正 令和2年4月2日
厚生労働省発社援 0402 第1号
第22次改正 令和3年2月8日
厚生労働省発社援 0208 第1号
第23次改正 令和3年4月27日
厚生労働省発社援 0427 第3号
第24次改正 令和4年3月30日
厚生労働省発社援 0330 第5号
第25次改正 令和4年12月16日
厚生労働省発社援 1216 第8号
第26次改正 令和5年3月28日
厚生労働省発社援 0328 第19号
第27次改正 令和5年12月25日
厚生労働省発社援 1225 第8号

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について

生活保護法（昭和25年法律第144号）第70条又は第71条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてその例によるものとされた生活保護法第70条又は第71条の規定により、市町村又は都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）が支弁する生活保護法第19条第1項の規定により行う保護（同条第5項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第19条第1項の規定により行う支援給付に関する費用のうち、保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準については、別紙によることとされ平成20年4月1日から適用されることとなったので通知する。

なお、昭和48年5月26日厚生省社第497号本職通知「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」は廃止する。

おって、昭和19年度以前の生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(別紙)

生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準

1 通則

この基準は、生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）第10条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行令第10条第1項の規定により、生活保護法（以下「法」という。）第75条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第75条に規定する国庫負担金の交付の対象となる保護施設事務費（社会福祉法（昭和26年法律第45号）による授産施設に対して交付する施設事務費を含む。

以下同じ。）及び委託事務費の支弁の基準（以下「支弁基準」という。）を定めたものであること。

2 用語の定義

この支弁基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める。

- (1) 「保護施設事務費」及び「委託事務費」とは、法第70条又は第71条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第70条又は第71条の規定により、市町村又は都道府県が支弁すべき保護施設事務費及び委託事務費（(2)に規定するものを除く。以下同じ。）であって、施設事務費支弁基準額（委託事務費支弁基準額）に各月初日の入所（委託、利用）実人員を乗じて得た額をいい、保護施設又はこれに準ずる施設の運営に必要な人件費及びその他事務の執行に伴う諸経費をいう。
- (2) 「日常生活支援委託事務費」とは、法第70条又は第71条の規定により、市町村又は都道府県が支弁すべき委託事務費のうち、日常生活支援住居施設に入所させ又は入所を委託した場合の委託事務費であって、日常生活支援委託事務費支弁基準額に委託入所延べ人数を乗じて得た額をいい、日常生活支援住居施設において提供する日常生活支援の実施に必要な人件費及びその他の諸経費をいう。
- (3) 「施設事務費支弁基準額」及び「委託事務費支弁基準額」とは、保護施設への入所（委託、利用）及びこれに準ずる施設への委託を行う場合における入所（委託、利用）者1人当たりの事務費月額単価であって、3の(1)及び4の定めるところにより、都道府県知事（指定都市市長及び中核市市長を含む。以下同じ。）がその施設について設定した額をいう。
- (4) 「日常生活支援委託事務費支弁基準額」とは、日常生活支援住居施設への入所（委託）を行う場合における入所（委託）者一人当たりの事務費日額単価であって、5の(1)の定めるところにより、都道府県知事がその施設について設定した額をいう。

- (5) 「取扱定員」とは、地方公共団体立の施設にあっては、条例等で定めた入所（利用）人員をいい、法人立のものにあっては、法第 41 条第 2 項の規定により、都道府県知事が認可した入所（利用）人員（社会福祉法による授産施設にあっては、同法第 62 条第 1 項の規定により届出した利用人員）をいう。ただし、前年度中に新たに事業を開始した施設を除き施設事務費支弁基準額を設定しようとする年度の前年度の各月初日の入所（利用）人員の合計を 12 で除して得た月平均入所（利用）人員（小数点以下は切り捨て）が取扱定員に 1.1 を乗じて得た数を超えるとき（取扱定員が 101 人以上の施設にあっては取扱定員に 10 を加えて得た数を超えるとき）はその月平均入所（利用）人員をもって取扱定員とすること。
- (6) 「入所定員」とは、日常生活支援住居施設において、地方公共団体立のものにあっては条例等で定めた入所人員をいい、法人立の施設にあっては、法第 30 条ただし書きの規定に基づき都道府県知事が認定した入所人員をいう。

3 保護施設事務費

(1) 施設事務費支弁基準額の設定方法

都道府県知事は、毎年度当初その管轄に属する保護施設の個々についてその所在する地域区分、取扱定員により、別表(1)に示す一般事務費単価に、その施設が次の表の第 2 欄に掲げる要件に該当するとき（第 1 欄の 17 を除く）は、それぞれ同表第 3 欄に掲げる単価を加算した額をもって、その年度における施設事務費支弁基準額として設定すること（円未満切捨て）。第 1 欄の 17 については、第 2 欄に掲げる要件に該当して実施する月において、加算して施設事務費支弁基準額として設定すること。なお、保護施設通所事業事務費については、一般事務費単価とは別に計上し、民間施設給与等改善費を加算した額をもって、その年度における施設事務費支弁基準額として設定する。

ただし、これにより難しい場合は、厚生労働大臣に協議して承認を得た特別基準の額をもって施設事務費支弁基準額として設定すること。

なお、都道府県知事は、施設事務費支弁基準額を設定したときは、法第 19 条に規定する保護の実施機関及び施設の長に対し、その旨通知すること。

費目の名称 (第 1 欄)	設定の要件 (第 2 欄)	適用される単価 (第 3 欄)
1 寒冷地加算額	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）及び寒冷地手当支給規則（昭和 39 年総理府令第 33 号）に定める地域に所在する場合	別表(2) 事務費加算額表の 1 から 6 に示す加算額の合計額を当該施設の取扱定員に 12 を乗じて得た数により、除して得た額（10円未満四捨五入）を加算単価とする。

費目の名称 (第1欄)	設定の要件 (第2欄)	適用される単価 (第3欄)
2 事務用冬期採暖費	北海道に所在する場合	
3 ボイラー技士雇上費	「ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）」第1条第1号に規定するボイラーを設置しておりボイラー技士の免許を有する者を雇上げる場合	
4 機能回復訓練業務委託費	救護施設のうち「理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）」で定める理学療法士又は作業療法士が、機能回復訓練を原則として週1回以上行う場合	
5 降灰除去費	活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）第23条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	
6 精神科医雇上費	救護施設及び更生施設の入所者に対する精神医学面の処遇の強化を図るため、別途定めるところにより精神科医の雇上げを必要とする施設の場合	
7 指導員加算費	<p>1 救護施設のうち、精神障害者、知的障害者及び重度の身体障害者の現に入所している入所者に対して占める割合の高い施設であって、別途定めるところにより指導員の増員を必要とするものと認定される施設の場合</p> <p>2 宿所提供施設のうち、生活指導等を積極的に行い施設利用者の自立促進に努力している施設であって別途定めるところにより指導員の増員を必要とするものと認定される施設の場合</p> <p>3 授産施設のうち、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の利用率が高い施設であって、別途定めるところにより指導員の増員を必要とするものと認定される施設の場合</p>	<p>別表(2) 事務費加算額表の7 指導員加算単価 ※指導員加算費については加算単価に加算配置職員数を乗じた額とする。</p>

費目の名称 (第1欄)	設定の要件 (第2欄)	適用される単価 (第3欄)
8 看護師加算費	<p>救護施設のうち、精神障害者、知的障害者及び重度の身体障害者の現に入所している入所者に対して占める割合の高い施設であって、別途定めるところにより看護師の増員を必要とするものと認定される施設の場合</p>	<p>別表(2) 事務費加算額表の8 看護師加算単価</p>
9 介護職員加算費	<p>1 救護施設のうち、食事、入浴、排泄及び衣類の着脱のどれかの行為について、全部又は一部の介助を必要とする者の現に入所している入所者に対して占める割合の高い施設であって、別途定めるところにより介護職員の増員を必要とするものと認定される施設の場合</p> <p>2 1の要件を満たさない施設のうち、「精神障害」、「知的障害」及び「身体障害」の障害を有する者の現に入所している入所者の占める割合の高い施設であって、別途定めるところにより介護職員の増員を必要とするものと認定される施設の場合</p> <p>3 平成16年12月14日社援発第1214002号厚生労働省社会・援護局長通知「救護施設におけるサテライト型施設の設置運営について」に基づくサテライト型施設を設置する救護施設であって、別途定めるところにより介護職員の増員を必要とするものと認定される施設の場合</p>	<p>別表(2) 事務費加算額表の9 介護職員加算単価 ※介護職員加算費については加算単価に加算配置職員数を乗じた額とする。</p>
10 精神保健福祉士加算費	<p>救護施設のうち、精神障害者及び知的障害者の現に入所している入所者に対して占める割合の高い施設であって、別途定めるところにより精神保健福祉士の増員を必要とするものと認定される施設の場合</p>	<p>別表(2) 事務費加算額表の10 精神保健福祉士加算単価 ※精神保健福祉士加算費については加算単価に加算配置職員数を乗じた額とする。</p>

費目の名称 (第1欄)	設定の要件 (第2欄)	適用される単価 (第3欄)
11 保護施設 通所事業事 務費	保護施設通所事業を実施している救護施設又は更生施設であって、別途定めるところにより、事務費を必要とするものと認定された場合	別表(2) 事務費加算額表の11 保護施設通所事業事務費に示す単価
12 寝具乾燥 消毒費	救護施設の毎年4月1日現在における被措置者につき加算	寝具乾燥消毒費加算単価入所者1人当たり 2,560円
13 施設機能 強化推進費	施設機能の充実強化を推進している施設であって別途定めるところにより施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合	当該施設にかかわる認定額を当該施設の取扱定員に12を乗じて得た数により除して得た額(10円未満四捨五入)を加算単価とする。
14 入所者処遇 特別加算費	高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、別途定めるところにより、入所者処遇特別加算が必要とするものと認定された場合で毎年3月1日現在における被措置者につき加算	当該施設にかかわる認定額を当該施設の取扱定員で除して得た額(10円未満四捨五入)
15 単身赴任 手当加算	職員のうち単身赴任者が存する施設であって、別途定めるところにより、単身赴任手当加算が必要とするものと認定された場合	当該施設にかかわる認定額を当該施設の取扱定員で除して得た額(10円未満四捨五入)
16 感染症対 策等体制整 備費	感染症対策等に取り組む施設であって、別途定めるところにより、業務継続計画(BCP)の策定・改定、マニュアル等の策定・改定又は施設職員に対する研修の実施のために必要と認定された場合	次の額を上限とする所要額について当該施設の取扱定員に12を乗じて得た数により除して得た額(10円未満四捨五入) ・救護施設、更生施設及び宿所提供施設にあつては150,000円 ・授産施設にあつては100,000円
費目の名称 (第1欄)	設定の要件 (第2欄)	適用される単価 (第3欄)
17 新型コロナ ウイルス 感染症等感	救護施設又は更生施設であって、新型コロナウイルス感染症等の施設内感染を防止するために、別途定めるところによ	次の額を上限として認定された経費を当該施設の取扱定員に感染

<p>染拡大防止のための見守り支援費</p>	<p>り、施設外での一時滞在場所の確保及び見守り支援を実施するために必要と認定された場合</p>	<p>防止見守り支援を実施した暦月を乗じて得た数により除して得た額（10円未満四捨五入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設外での一時滞在場所の確保に要する経費（日額）対象者1人当たり7,000円 ・見守り支援に要する人件費等の経費（日額）9,600円
<p>18 民間施設 給与等改善費</p>	<p>地方公共団体の経営する施設以外の施設（ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。）であって、別途定めるところによる施設の場合</p>	<p>一般事務費単価（本表の1～10、12～15に示す単価が加算される場合においては、これらの単価を加算した額）×別途定めるところにより決定された加算率（10円未満四捨五入）</p> <p>ただし、加算率については別に定めるところにより全部又は一部を減ずることができる。</p> <p>また、11 保護施設通所事業事務費については、一般事務費単価とは別に加算率を乗じるものとする。</p>
<p>費目の名称 (第1欄)</p>	<p>設定の要件 (第2欄)</p>	<p>適用される単価 (第3欄)</p>
<p>19 除雪費</p>	<p>豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する民間社会福祉施設（地方公共団体の経営する施設以外の施設をいう。）の場合で毎年2月1日現在における被措置者につき加算</p>	<p>除雪費加算単価入所者1人当たり6,270円</p>

(2) 施設事務費支弁基準額の改正方法

当該施設の取扱定員に変更があった場合等における施設事務費支弁基準額の改定は、その事実が生じた日の属する月の翌月（その事実の生じた日が月の初日であるときはその月）から(1)の方法に準じて行うこと。

(3) 保護施設事務費の支弁方法

ア 一般入所者に関する保護施設事務費

市町村又は都道府県による保護施設事務費の支弁は次の（ア）及び（イ）の算式により算定した合算額をもって、原則として毎月行うものとする。

(ア) 本人支払額のない場合

(1)により設定した施設事務費支弁基準額×その月初日の入所（委託、利用）実人員

(イ) 本人支払額のある場合

(1)により設定した施設事務費支弁基準額×その月初日の入所（委託、利用）実人員－本人支払額

ただし、新たに事業を開始した施設の場合には、事業開始後3ヶ月を経過する日の属する月まで、月の中途における入退所者にかかる保護施設事務費は、次の算式により算定した額とする。

$$(1)により設定した施設事務費支弁基準額 \times \frac{\text{当該月の実入所（委託、利用）日数}}{30 \text{ 日又は当該月の日数}} - \text{本人支払額}$$

イ 一時入所者に関する保護施設事務費

別に定めるところにより、一月を超えない期間を定めて入所する場合の市町村又は都道府県による保護施設事務費の支弁は次の（ア）及び（イ）の算式により算定した合算額をもって、原則として退所月の翌々月までに行うものとする。

なお、この場合、当該者については、「ア 一般入所者に関する保護施設事務費」の算定からは除くものとする。

(ア) 本人支払額のない場合

(1)により設定した施設事務費支弁基準額÷30日（100円未満の端数は切り捨て）×実入所（委託、利用）日数

(イ) 本人支払額のある場合

(1)により設定した施設事務費支弁基準額÷30日（100円未満の端数は切り捨て）×実入所（委託、利用）日数－本人支払額

4 委託事務費の支弁方法

委託事務費の支弁は、3の(3)の施設事務費の支弁方法の例に準じて行うものとする。

5 日常生活支援委託事務費

(1) 日常生活支援委託事務費支弁基準額の設定方法

都道府県知事は、毎年度当初その管轄に属する日常生活支援住居施設の個々について、その所在する地域区分、入所定員により、別表(3)に示す一般事務費単価に、その施設が次の表の第2欄に掲げる要件に該当するときは、それぞれ同表第3欄に掲げる単価を加算した額をもって、その年度における日常生活支援委託事務費支弁基準額として設定すること（円未満切捨て）。

日常生活支援委託事務費支弁基準額を設定する際は、入所者から受領する基本サービス費（「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」（令和元年厚生労働省令34号）第16条第1項第6号に規定する基本サービス費をいう。）の金額が入所者1人当たり月額7,000円以内であることを要件とする。

なお、都道府県知事は、日常生活支援委託事務費支弁基準額を設定したときは、法第19条に規定する保護の実施機関及び施設の長に対し、その旨通知すること。

(別添)

費目の名称 (第1欄)	設定の要件 (第2欄)	適用される単価 (第3欄)
支援体制加算Ⅰ (10:1)	次のいずれの要件も満たすものとして、都道府県知事が認定していること。 1 当該施設に配置される生活支援員の員数が、常勤換算方法で入所定員を10で除して得た数以上であること。 2 別に定める重点的要支援者に該当する入所者について、全入所者に占める割合が25%以上であること。	別表(4) 事務費加算表の1 支援体制加算Ⅰの単価
支援体制加算Ⅱ (7.5:1)	次のいずれの要件も満たすものとして都道府県知事が認定していること。 1 当該施設に配置される生活支援員の員数が、常勤換算方法で入所定員を7.5で除して得た数以上であること。 2 別に定める重点的要支援者に該当する入所者数について、全入所者数に占める割合が50%以上であること。	別表(4) 事務費加算表の2 支援体制加算Ⅱの単価
支援体制加算Ⅲ (5:1)	次のいずれの要件も満たすものとして、都道府県知事が認定していること。 1 当該施設に配置される生活支援員の員数が、常勤換算方法で、入所定員を5で除して得た数以上であること。 2 別に定める重点的要支援者に該当する入所者数について、全入所者数に占める割合が50%以上であること。	別表(4) 事務費加算表の3 支援員体制加算Ⅲの単価
宿直体制加算	次のいずれの要件を満たすものとして、都道府県知事が認定していること。 1 夜間及び深夜の時間帯において、宿直等により入所者への対応ができる体制を整えていること。 2 別に定める重点的要支援者に該当する入所者数について、全入所者数に占める割合が50%以上であること。	別表(4) 事務費加算表の4 宿直体制加算の単価

(2) 日常生活支援委託事務費支弁基準額の改定及び減算の方法

ア 当該施設の入所定員に変更があった場合等における日常生活支援委託事務費支弁基準額の改定は、その事実が生じた日の属する月の翌月（その事実の生じた日が月の初日であるときはその月）から(1)の方法に準じて行うこと。

イ 当該施設の職員配置について人員欠如が生じた場合における日常生活支援委託事務費の減算は、その事実が生じた月の翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、当該施設の入所者全員について、別に定める方法によって行うこと。

ウ 当該施設において、個別支援計画の作成が適切に行われていない場合における日常生活支援委託事務費の減算は、その事実が生じた月から解消されるに至った月の前月まで、該当する入所者について、別に定める方法によって行うこと。

(3) 日常生活支援委託事務費の支弁方法

市町村又は都道府県による日常生活支援委託事務費の支弁は、次のア及びイの算式により算定した合算額をもって、原則として毎月行うものとする。

ア 本人支払額のない場合

(1)により設定した日常生活支援委託事務費支弁基準額×当該月の委託入所延べ人数

イ 本人支払額のある場合

(1)により設定した日常生活支援委託事務費支弁基準額×当該月の委託入所延べ人数－本人支払額

別表(1)

一般事務費単価表(月額)
令和5年4月1日から適用

第1 救護施設

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
30人以下	282,100	274,100	272,000	266,000	262,000	253,900	247,900	241,900
31-40	243,400	236,400	234,600	229,400	225,900	218,900	213,700	208,400
41-50	203,900	198,100	196,600	192,200	189,200	183,300	178,900	174,500
51-60	192,300	186,700	185,300	181,100	178,400	172,800	168,600	164,400
61-70	183,200	177,800	176,500	172,500	169,900	164,500	160,500	156,600
71-80	174,300	169,200	167,900	164,100	161,500	156,400	152,600	148,800
81-90	169,100	164,100	162,900	159,200	156,700	151,800	148,100	144,400
91-100	165,100	160,300	159,100	155,400	153,000	148,200	144,600	141,000
101-110	158,000	153,400	152,300	148,900	146,600	142,000	138,600	135,100
111-120	158,000	153,300	152,200	148,700	146,400	141,800	138,300	134,800
121-130	155,700	151,200	150,000	146,600	144,300	139,700	136,300	132,900
131-140	153,500	149,000	147,900	144,500	142,300	137,700	134,400	131,000
141-150	154,900	150,300	149,200	145,800	143,500	138,900	135,500	132,100
151-160	157,000	152,400	151,200	147,800	145,500	140,800	137,400	133,900
161-170	151,600	147,100	146,000	142,700	140,400	136,000	132,600	129,300
171-180	150,400	145,900	144,800	141,500	139,300	134,900	131,500	128,200
181-190	152,400	147,900	146,800	143,400	141,200	136,700	133,300	130,000
191-200	148,000	143,700	142,600	139,300	137,100	132,800	129,500	126,200
201-210	149,300	145,000	143,900	140,600	138,400	134,100	130,800	127,500
211-220	150,600	146,200	145,100	141,800	139,600	135,100	131,800	128,500
221-230	148,100	143,700	142,700	139,400	137,200	132,900	129,600	126,300
231-240	147,300	143,000	141,900	138,700	136,500	132,200	128,900	125,700
241-250	146,600	142,300	141,200	138,000	135,800	131,500	128,300	125,000
251-260	145,300	141,000	140,000	136,700	134,600	130,300	127,100	123,900
261-270	144,700	140,400	139,300	136,100	134,000	129,800	126,600	123,400
271人以上	144,100	139,900	138,800	135,600	133,500	129,300	126,100	122,900

1 地域区分は、次によること。

- (1)「20/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49(以下「人事院規則」という。別表第1(第2条、第3条関係)(以下、「別表第1」という。)の支給割合が1級地とされている地域とする。
- (2)「16/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が2級地とされている地域とする。
- (3)「15/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が3級地とされている地域及び習志野市、八千代市とする。
- (4)「12/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が4級地とされている地域及び綾瀬市、海老名市、座間市、高石市とする。
- (5)「10/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が5級地とされている地域及び鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、四街道市、小金井市、東久留米市、寒川町、逗子市、摂津市、松原市、川西市、広島県府中町とする。
- (6)「6/100」とは、人事院規則別表第一の支給割合が6級地とされている地域(東久留米市を除く。)及び狭山市、蕨市、白井市、伊勢原市、秦野市、大府市、長岡京市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、貝塚市とする。
- (7)「3/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が7級地とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四籾市、生駒郡斑鳩町とする。

2 定員111人以上の施設にあっては、次の表の適用区分による医師人件費単価を加える。

3 サテライト型施設を設置している場合には、本体施設とサテライト型施設のそれぞれの定員の合計を取扱定員とする。

医師人件費単価

(単位:円)

級地区分	1級地とされる地域		2級地とされる地域		3級地とされる地域		4級地とされる地域		5級地とされる地域		6級地とされる地域		7級地とされる地域		左記以外の地域	
地域区分	20/100		16/100		15/100		12/100		10/100		6/100		3/100			
取扱定員	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
111-120	8,600	2,900	8,400	2,800	8,300	2,800	8,800	3,000	9,300	3,100	9,100	3,100	8,900	3,000	8,700	2,900
121-130	7,900	2,700	7,700	2,600	7,700	2,600	8,100	2,700	8,600	2,900	8,400	2,800	8,200	2,800	8,100	2,700
131-140	7,400	2,500	7,200	2,400	7,100	2,400	7,600	2,600	8,000	2,700	7,800	2,600	7,600	2,600	7,500	2,500
141-150	6,900	2,300	6,700	2,300	6,700	2,300	7,100	2,400	7,400	2,500	7,300	2,500	7,100	2,400	7,000	2,400
151-160	6,500	2,200	6,300	2,100	6,200	2,100	6,600	2,200	7,000	2,400	6,800	2,300	6,700	2,300	6,600	2,200
161-170	6,100	2,100	5,900	2,000	5,900	2,000	6,200	2,100	6,600	2,200	6,400	2,200	6,300	2,100	6,200	2,100
171-180	5,700	1,900	5,600	1,900	5,600	1,900	5,900	2,000	6,200	2,100	6,100	2,100	6,000	2,000	5,800	2,000
181-190	5,400	1,800	5,300	1,800	5,300	1,800	5,600	1,900	5,900	2,000	5,700	1,900	5,600	1,900	5,500	1,900
191-200	5,200	1,800	5,000	1,700	5,000	1,700	5,300	1,800	5,600	1,900	5,500	1,900	5,400	1,800	5,300	1,800
201-210	4,900	1,700	4,800	1,600	4,800	1,600	5,100	1,700	5,300	1,800	5,200	1,800	5,100	1,700	5,000	1,700
211-220	4,700	1,600	4,600	1,600	4,600	1,600	4,800	1,600	5,100	1,700	5,000	1,700	4,900	1,700	4,800	1,600
221-230	4,500	1,500	4,400	1,500	4,400	1,500	4,600	1,600	4,900	1,700	4,800	1,600	4,700	1,600	4,600	1,600
231-240	4,300	1,500	4,200	1,400	4,200	1,400	4,400	1,500	4,700	1,600	4,600	1,600	4,500	1,500	4,400	1,500
241-250	4,100	1,400	4,000	1,400	4,000	1,400	4,300	1,500	4,500	1,500	4,400	1,500	4,300	1,500	4,200	1,400
251-260	4,000	1,400	3,900	1,300	3,900	1,300	4,100	1,400	4,300	1,500	4,200	1,400	4,100	1,400	4,100	1,400
261-270	3,800	1,300	3,700	1,300	3,700	1,300	3,900	1,300	4,200	1,400	4,100	1,400	4,000	1,400	3,900	1,300
271人以上	3,700	1,300	3,600	1,200	3,600	1,200	3,800	1,300	4,000	1,400	3,900	1,300	3,800	1,300	3,800	1,300

(注)

1 級地区分は、人事院規則9-49別表第1によるものとする。

ただし、東久留米市及び別表第1に支給地域が規定されていない地域は以下の級地とみなす。

- ・習志野市、八千代市は3級地とみなす。
- ・綾瀬市、海老名市、座間市、高石市は4級地とみなす。
- ・鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、四街道市、小金井市、東久留米市、寒川町、逗子市、撰津市、松原市、川西市、広島県府中町は5級地とみなす。
- ・狭山市、蕨市、白井市、伊勢原市、秦野市、大府市、長岡京市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、貝塚市は6級地とみなす。
- ・稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四篠畷市、生駒郡斑鳩町は7級地とみなす。

2 地域区分は、前表の区分と同じ。

3 常勤医師の場合、常勤医師でない場合の単価の適用区分については、別に定める場合による。

一般事務費単価表(月額)

令和5年4月1日から適用

第2 更生施設

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
30人以下	199,700	194,200	192,800	188,700	186,000	180,500	176,400	172,300
31-40	164,500	160,000	158,900	155,400	153,200	148,600	145,200	141,800
41-50	140,900	137,000	136,000	133,000	131,000	127,100	124,100	121,200
51-60	118,700	115,400	114,600	112,100	110,400	107,100	104,600	102,100
61-70	102,000	99,100	98,400	96,300	94,800	92,000	89,900	87,700
71-80	89,400	86,900	86,300	84,400	83,100	80,700	78,800	76,900
81-90	79,600	77,400	76,800	75,200	74,000	71,800	70,200	68,500
91-100	76,400	74,200	73,700	72,100	71,000	68,900	67,300	65,700
101-110	69,800	67,900	67,400	65,900	64,900	63,000	61,500	60,000
111-120	64,100	62,300	61,900	60,500	59,600	57,800	56,500	55,100
121-130	59,300	57,600	57,200	56,000	55,100	53,500	52,200	51,000
131-140	55,100	53,600	53,200	52,100	51,300	49,700	48,600	47,400
141-150	55,600	54,100	53,700	52,600	51,800	50,300	49,100	47,900
151-160	56,800	55,200	54,800	53,600	52,900	51,300	50,100	48,900
161-170	53,600	52,100	51,700	50,600	49,800	48,300	47,200	46,100
171-180	52,300	50,800	50,400	49,300	48,600	47,100	46,000	44,800
181-190	49,600	48,200	47,800	46,800	46,100	44,700	43,600	42,500
191-200	50,000	48,600	48,200	47,100	46,400	45,000	43,900	42,900
201-210	48,400	47,000	46,700	45,700	45,000	43,600	42,600	41,600
211-220	48,900	47,500	47,200	46,100	45,400	44,100	43,000	42,000
221-230	48,800	47,400	47,100	46,100	45,400	44,000	42,900	41,900
231-240	48,100	46,700	46,300	45,300	44,600	43,200	42,200	41,200
241-250	46,200	44,900	44,500	43,500	42,900	41,500	40,600	39,600
251-260	46,600	45,300	44,900	43,900	43,300	41,900	40,900	39,900
261-270	47,100	45,700	45,400	44,400	43,700	42,300	41,300	40,300
271人以上	45,500	44,100	43,800	42,800	42,200	40,900	39,900	38,900

(注) 地域区分は、第1 救護施設に準ずる。

一般事務費単価表(月額)

令和5年4月1日から適用

第3 宿所提供施設

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
30人以下	57,500	55,900	55,500	54,300	53,500	51,900	50,700	49,600
31-40	43,200	42,000	41,700	40,800	40,200	39,000	38,200	37,300
41-50	34,600	33,700	33,500	32,700	32,300	31,300	30,600	29,900
51-60	28,900	28,100	27,900	27,300	26,900	26,200	25,600	25,000
61-70	24,900	24,200	24,000	23,500	23,200	22,500	22,000	21,500
71-80	21,800	21,200	21,000	20,600	20,300	19,700	19,300	18,800
81-90	19,400	18,900	18,800	18,400	18,100	17,600	17,200	16,800
91-100	17,500	17,000	16,900	16,600	16,300	15,800	15,500	15,100
101-110	16,000	15,500	15,400	15,100	14,900	14,400	14,100	13,800
111-120	14,700	14,300	14,200	13,900	13,700	13,300	13,000	12,700
121-130	13,600	13,200	13,100	12,800	12,600	12,300	12,000	11,700
131-140	12,600	12,300	12,200	11,900	11,800	11,400	11,200	10,900
141-150	11,800	11,500	11,400	11,200	11,000	10,700	10,500	10,200
151-160	11,100	10,800	10,700	10,500	10,300	10,000	9,800	9,600
161-170	10,500	10,200	10,100	9,900	9,800	9,500	9,300	9,100
171-180	9,900	9,600	9,600	9,400	9,200	9,000	8,800	8,600
181-190	9,400	9,100	9,100	8,900	8,800	8,500	8,300	8,100
191-200	8,900	8,700	8,600	8,500	8,300	8,100	7,900	7,800
201-210	10,600	10,300	10,200	10,000	9,900	9,600	9,400	9,100
211人以上	10,100	9,900	9,800	9,600	9,400	9,200	9,000	8,700

(注) 地域区分は、第1救護施設に準ずる。

一般事務費単価表(月額)

令和5年4月1日から適用

第4 授産施設

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
20人以下	95,300	92,500	91,900	89,800	88,400	85,700	83,600	81,600
21-30	88,100	85,400	84,700	82,600	81,200	78,400	76,300	74,200
31-40	66,300	64,200	63,600	62,100	61,000	58,900	57,400	55,800
41-50	64,700	62,700	62,200	60,700	59,700	57,600	56,100	54,600
51-60	64,600	62,600	62,100	60,600	59,600	57,600	56,000	54,500
61-70	61,300	59,400	58,900	57,400	56,500	54,600	53,100	51,700
71-80	58,800	56,900	56,500	55,100	54,200	52,300	50,900	49,500
81-90	58,600	56,800	56,300	54,900	54,000	52,200	50,800	49,400
91人以上	52,800	51,100	50,700	49,500	48,700	47,000	45,800	44,500

家庭授産	6,500	6,300	6,200	6,100	6,000	5,800	5,600	5,500
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(注) 地域区分は、第1救護施設に準ずる。

別表(2)

事務費加算表

1 寒冷地加算額

当該施設の取扱定員に支給地域の区分ごとに次の額を乗じて得た額

施設種別	1級地	2級地	3級地	4級地
救護	円 22,680	円 20,400	円 20,040	円 15,960
更生	12,240	10,920	10,800	8,520
宿提	3,240	3,000	2,880	2,280
授産	12,000	10,800	10,680	8,400

注：表中の1級地から4級地は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第一条第一号及び第二号に定める地域とする。

2 事務用冬期採暖費加算額

1施設当たり年額 取扱定員×2,310円

3 ボイラー技士雇上費加算額

1施設当たり年額 2,655,180円

4 機能回復訓練業務委託費加算額

1施設当たり年額 338,620円

5 降灰除去費

1施設当たり年額 164,890円

6 精神科医雇上費加算額

(1) 救護施設

加算回数	月1回	月3回	月4回	月5回	月6回	月7回
1施設当たり加算年額	円 179,120	円 537,360	円 716,480	円 895,600	円 1,074,720	円 1,253,840

(2) 更生施設

1施設当たり年額 358,240円

7 指導員加算（入所者（利用者）1人当たり月額）

ア 救護施設

令和5年4月1日から適用

（単位：円）

取扱定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
50人以下	11,900	11,600	11,500	11,200	11,000	10,600	10,400	10,100
51-60	10,000	9,600	9,600	9,300	9,200	8,900	8,600	8,400
61-70	8,500	8,300	8,200	8,000	7,900	7,600	7,400	7,200
71-80	7,500	7,300	7,200	7,000	6,900	6,700	6,500	6,300
81-90	6,700	6,500	6,500	6,300	6,200	6,000	5,800	5,700
91-100	6,000	5,900	5,800	5,700	5,600	5,400	5,300	5,100
101-110	5,500	5,300	5,300	5,200	5,100	4,900	4,800	4,700
111-120	5,000	4,800	4,800	4,700	4,600	4,500	4,300	4,200
121-130	4,700	4,500	4,500	4,400	4,300	4,200	4,100	3,900
131-140	4,300	4,200	4,200	4,100	4,000	3,900	3,800	3,700
141-150	4,000	3,900	3,900	3,800	3,700	3,600	3,500	3,400
151-160	3,800	3,700	3,700	3,600	3,500	3,400	3,300	3,200
161-170	3,600	3,500	3,400	3,400	3,300	3,200	3,100	3,000
171-180	3,400	3,300	3,200	3,200	3,100	3,000	2,900	2,900
181-190	3,200	3,100	3,100	3,000	3,000	2,900	2,800	2,700
191-200	3,000	3,000	2,900	2,900	2,800	2,700	2,700	2,600
201-210	2,900	2,800	2,800	2,700	2,700	2,600	2,500	2,500
211-220	2,800	2,700	2,700	2,600	2,600	2,500	2,400	2,400
221-230	2,700	2,600	2,600	2,500	2,500	2,400	2,300	2,300
231-240	2,500	2,500	2,400	2,400	2,400	2,300	2,200	2,200
241-250	2,400	2,400	2,400	2,300	2,300	2,200	2,100	2,100
251-260	2,400	2,300	2,300	2,200	2,200	2,100	2,100	2,000
261-270	2,300	2,200	2,200	2,100	2,100	2,000	2,000	1,900
271人以上	2,200	2,100	2,100	2,100	2,000	2,000	1,900	1,900

（注）地域区分は、別表（1）の第1救護施設の区分に準ずる。

イ 宿所提供施設

令和5年4月1日から適用

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
50人以下	11,700	11,400	11,300	11,000	10,800	10,500	10,200	9,900
51-60	9,800	9,500	9,400	9,200	9,000	8,700	8,500	8,300
61-70	8,400	8,100	8,100	7,900	7,700	7,500	7,300	7,100
71-80	7,300	7,100	7,100	6,900	6,800	6,600	6,400	6,200
81-90	6,500	6,300	6,300	6,100	6,000	5,800	5,700	5,500
91-100	5,900	5,700	5,700	5,500	5,400	5,300	5,100	5,000
101-110	5,400	5,200	5,200	5,000	4,900	4,800	4,700	4,500
111-120	4,900	4,800	4,700	4,600	4,500	4,400	4,300	4,200
121-130	4,500	4,400	4,400	4,300	4,200	4,100	4,000	3,900
131-140	4,200	4,100	4,100	4,000	3,900	3,800	3,700	3,600
141-150	3,900	3,800	3,800	3,700	3,600	3,500	3,400	3,300
151-160	3,700	3,600	3,600	3,500	3,400	3,300	3,200	3,100
161-170	3,500	3,400	3,300	3,300	3,200	3,100	3,000	3,000
171-180	3,300	3,200	3,200	3,100	3,000	2,900	2,900	2,800
181-190	3,100	3,000	3,000	2,900	2,900	2,800	2,700	2,700
191-200	3,000	2,900	2,900	2,800	2,700	2,700	2,600	2,500
201-210	2,800	2,700	2,700	2,700	2,600	2,500	2,500	2,400
211人以上	2,700	2,600	2,600	2,500	2,500	2,400	2,400	2,300

(注) 地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。

ウ 授産施設（その1 常勤職員を配置した場合）

令和5年4月1日から適用

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
20人以下	29,100	28,200	28,000	27,300	26,900	26,000	25,300	24,600
21-30	19,400	18,800	18,700	18,200	17,900	17,300	16,900	16,400
31-40	14,600	14,100	14,000	13,700	13,500	13,000	12,700	12,300
41-50	11,700	11,300	11,200	10,900	10,800	10,400	10,100	9,900
51-60	9,700	9,400	9,400	9,100	9,000	8,700	8,500	8,200
61-70	8,300	8,100	8,000	7,800	7,700	7,500	7,300	7,100
71-80	7,300	7,100	7,000	6,900	6,800	6,500	6,400	6,200
81-90	6,500	6,300	6,300	6,100	6,000	5,800	5,700	5,500
91人以上	5,900	5,700	5,600	5,500	5,400	5,200	5,100	5,000

(注) 地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。

授産施設（その2 常勤職員と非常勤職員を配置した場合）

令和5年4月1日から適用

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
20人以下	38,100	37,200	37,000	36,300	35,900	35,000	34,300	33,600
21-30	25,400	24,800	24,700	24,200	23,900	23,300	22,900	22,400
31-40	19,100	18,600	18,500	18,200	18,000	17,500	17,200	16,800
41-50	15,300	14,900	14,800	14,500	14,400	14,000	13,700	13,500
51-60	12,700	12,400	12,400	12,100	12,000	11,700	11,500	11,200
61-70	10,800	10,600	10,500	10,300	10,200	10,000	9,800	9,600
71-80	9,500	9,300	9,200	9,100	9,000	8,700	8,600	8,400
81-90	8,500	8,300	8,300	8,100	8,000	7,800	7,700	7,500
91人以上	7,700	7,500	7,400	7,300	7,200	7,000	6,900	6,800

(注) 地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。

8 看護師加算（入所者（利用者）1人当たり月額）

救護施設

令和5年4月1日から適用

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
50人以下	12,000	11,600	11,500	11,200	11,100	10,700	10,400	10,100
51-60	10,000	9,700	9,600	9,400	9,200	8,900	8,700	8,500
61-70	8,600	8,300	8,200	8,000	7,900	7,700	7,500	7,300
71-80	7,500	7,300	7,200	7,100	6,900	6,700	6,500	6,400
81-90	6,700	6,500	6,400	6,300	6,200	6,000	5,800	5,700
91-100	6,000	5,800	5,800	5,700	5,600	5,400	5,200	5,100
101-110	5,500	5,300	5,300	5,100	5,100	4,900	4,800	4,600
111-120	5,000	4,900	4,800	4,700	4,600	4,500	4,400	4,300
121-130	4,600	4,500	4,500	4,400	4,300	4,100	4,000	3,900
131-140	4,300	4,200	4,200	4,100	4,000	3,900	3,800	3,700
141-150	4,000	3,900	3,900	3,800	3,700	3,600	3,500	3,400
151-160	3,800	3,700	3,600	3,600	3,500	3,400	3,300	3,200
161-170	3,600	3,500	3,400	3,300	3,300	3,200	3,100	3,000
171-180	3,400	3,300	3,200	3,200	3,100	3,000	2,900	2,900

(注) 地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。

9 介護職員加算（入所者（利用者）1人当たり月額）

救護施設

令和5年4月1日から適用

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
50人以下	12,200	11,800	11,700	11,400	11,300	10,900	10,600	10,300
51-60	10,200	9,900	9,800	9,500	9,400	9,100	8,800	8,600
61-70	8,700	8,500	8,400	8,200	8,100	7,800	7,600	7,400
71-80	7,700	7,400	7,400	7,200	7,100	6,800	6,600	6,500
81-90	6,900	6,600	6,600	6,400	6,300	6,100	6,000	5,800
91-100	6,200	6,000	5,900	5,800	5,700	5,500	5,400	5,200
101-110	5,600	5,400	5,400	5,300	5,200	5,000	4,900	4,800
111-120	5,200	5,000	5,000	4,800	4,800	4,600	4,500	4,400
121-130	4,800	4,600	4,600	4,500	4,400	4,300	4,100	4,000
131-140	4,400	4,300	4,300	4,200	4,100	4,000	3,900	3,700
141-150	4,100	4,000	4,000	3,900	3,800	3,700	3,600	3,500
151-160	3,900	3,800	3,700	3,600	3,600	3,500	3,400	3,300
161-170	3,700	3,500	3,500	3,400	3,400	3,300	3,200	3,100
171-180	3,500	3,300	3,300	3,200	3,200	3,100	3,000	2,900
181-190	3,300	3,200	3,100	3,100	3,000	2,900	2,800	2,800
191-200	3,100	3,000	3,000	2,900	2,900	2,800	2,700	2,600
201-210	3,000	2,900	2,900	2,800	2,700	2,700	2,600	2,500
211-220	2,800	2,700	2,700	2,700	2,600	2,500	2,500	2,400
221-230	2,700	2,600	2,600	2,500	2,500	2,400	2,400	2,300
231-240	2,600	2,500	2,500	2,400	2,400	2,300	2,300	2,200
241-250	2,500	2,400	2,400	2,300	2,300	2,200	2,200	2,100
251-260	2,400	2,300	2,300	2,300	2,200	2,200	2,100	2,000
261-270	2,300	2,200	2,200	2,200	2,100	2,100	2,000	2,000
271人以上	2,200	2,200	2,200	2,100	2,100	2,000	1,900	1,900

(注) 地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。

10 精神保健福祉士加算（入所者（利用者）1人当たり月額）

救護施設

令和5年4月1日から適用

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
50人以下	12,100	11,800	11,700	11,400	11,200	10,800	10,500	10,300
51-60	10,100	9,800	9,700	9,500	9,300	9,000	8,800	8,600
61-70	8,700	8,400	8,300	8,100	8,000	7,700	7,500	7,300
71-80	7,600	7,400	7,300	7,100	7,000	6,800	6,600	6,400
81-90	6,800	6,600	6,600	6,400	6,300	6,100	5,900	5,800
91-100	6,100	6,000	5,900	5,800	5,700	5,500	5,300	5,200
101-110	5,600	5,400	5,400	5,200	5,200	5,000	4,900	4,700
111-120	5,100	4,900	4,900	4,800	4,700	4,500	4,400	4,300
121-130	4,700	4,600	4,600	4,400	4,400	4,200	4,100	4,000
131-140	4,400	4,300	4,200	4,100	4,100	3,900	3,800	3,700
141-150	4,100	4,000	4,000	3,900	3,800	3,700	3,600	3,500
151-160	3,900	3,700	3,700	3,600	3,600	3,400	3,400	3,300
161-170	3,600	3,500	3,500	3,400	3,400	3,200	3,200	3,100
171-180	3,400	3,300	3,300	3,200	3,200	3,100	3,000	2,900
181-190	3,300	3,200	3,100	3,100	3,000	2,900	2,800	2,800
191-200	3,100	3,000	3,000	2,900	2,900	2,800	2,700	2,600
201-210	3,000	2,900	2,800	2,800	2,700	2,600	2,600	2,500
211-220	2,800	2,700	2,700	2,600	2,600	2,500	2,500	2,400
221-230	2,700	2,600	2,600	2,500	2,500	2,400	2,400	2,300
231-240	2,600	2,500	2,500	2,400	2,400	2,300	2,300	2,200
241-250	2,500	2,400	2,400	2,300	2,300	2,200	2,200	2,100
251-260	2,400	2,300	2,300	2,200	2,200	2,100	2,100	2,000
261-270	2,300	2,200	2,200	2,200	2,100	2,100	2,000	2,000
271人以上	2,200	2,200	2,100	2,100	2,100	2,000	1,900	1,900

(注) 地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。

11 保護施設通所事業単価（入所者（利用者）1人当たり月額）

ア 通所訓練

令和5年4月1日から適用

（単位：円）

取扱定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
救護施設	129,200	125,500	124,500	121,700	119,900	116,100	113,300	110,500
更生施設	124,700	121,100	120,300	117,600	115,800	112,200	109,500	106,900

（注）地域区分は、別表（1）の第1救護施設の区分に準ずる。

イ 訪問指導

令和5年4月1日から適用

（単位：円）

利用者1人当たり月額	23,400
------------	--------

別表（3）

日常生活支援住居施設 一般事務費単価表（日額）

（単位：円）

入所定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
15人以下	960	920	910	880	860	830	800	770
16-20	860	830	820	790	770	740	710	690
21-30	710	680	670	650	630	610	580	560
31-40	820	790	780	750	740	700	680	650
41-50	720	690	680	660	640	610	590	570
51-60	650	620	620	600	580	550	530	510
61-70	720	690	680	660	640	610	590	570
71-80	670	640	630	610	600	570	550	530
81人以上	630	610	600	580	570	540	520	490

（注）

- 1 地域区分は、別表（1）の第1救護施設の区分に準ずる。
- 2 次のいずれかに該当する場合に、一般事務費単価表の額にそれぞれに掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - （1）日常生活支援住居施設において置くべき生活支援員の員数を満たしていない場合 100分の70（生活支援員の員数を満たしていない状態が3月以上継続している場合は、100分の50）
 - （2）個別支援計画の策定が行われていない場合 100分の70（個別支援計画が策定されていない状態が3月以上継続している場合は、100分の50）
- 3 日常生活支援委託事務費の算定については、当該施設において利用者から受領する基本サービス費の金額が1人あたり月額7,000円以内であることを要件とする。

別表（４）

1 支援体制加算Ⅰ 入所者1人あたり日額 (単位:円)

	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
10:1	290	280	270	270	260	250	240	240

2 支援体制加算Ⅱ 入所者1人あたり日額 (単位:円)

	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
7.5:1	570	560	550	540	530	510	490	480

3 支援体制加算Ⅲ 入所者1人あたり日額 (単位:円)

	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
5:1	1,140	1,110	1,100	1,070	1,050	1,010	980	950

4 宿直体制加算 入所者1人あたり日額 (単位:円)

入所定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
10人以下	510	490	490	480	470	450	440	420
11-15	340	330	330	320	310	300	290	280
16-20	260	250	250	240	240	230	220	220
21-25	200	200	200	190	190	180	170	170
26-30	170	160	160	160	160	150	150	140

(注) 地域区分は、別表（１）の第1救護施設の区分に準ずる。